

募集要項（案）の概要

施設名	「堺市立町家歴史館（山口家住宅・清学院・井上関右衛門家住宅）」			
項目	I はじめに・II 施設設置目的・III 事業内容に関する事項			
① 対象施設の名称・場所 P.1-	堺市立町家歴史館山口家住宅：堺区錦之町東1丁2-31 堺市立町家歴史館清学院：堺区北旅籠町西1丁3-13 堺市立町家歴史館井上関右衛門家住宅：堺区北旅籠町西1丁3-22			
② 指定管理者が行う業務 P.2-	<ul style="list-style-type: none"> 施設の運営に関する業務（開館前・閉館前後の業務、施設内清掃業務、受付業務、入館者への案内等業務、山口家住宅の施設の貸出業務、利用料金の收受業務、文書作成業務、広報・プロモーション業務、関係団体及び周辺地域等との連携、学芸に関する補助業務等） 施設の維持管理に関する業務（適正な維持管理、備品等の貸与及び購入、保守点検業務等） 堺の歴史文化を活かした誘客促進事業の実施・その他（緊急時の対応、規則・マニュアル等の作成、開館準備に関する業務等） 			
③ 管理の基本的事項 P.3	<ul style="list-style-type: none"> 町家歴史館条例に基づく管理・個人情報保護の徹底、情報公開・公正、公平な管理・政治的行為又は宗教的行為等の禁止 利用者の人権を尊重したサービス提供・法令遵守・効果的・効率的な管理運営による経費縮減・利用者意見等を反映した賑わいづくりとサービス向上 文化財建造物という施設特性を鑑みたバリアフリー及びユニバーサルデザインの考え方に配慮した施設設備の適正な維持管理 施設が指定・登録文化財であることを踏まえた防火管理の徹底・住民、自治組織、事業者等と良好な関係の維持 環濠北部エリア内の他施設及び事業者のほか、関連団体や資料所有者との連携を図り、歴史館の集客機能の強化及びエリア全体の賑わいの創出に寄与する「堺の歴史文化を活かした誘客促進事業」や自主事業を実施 			
④ 指定期間（予定） P.3	令和5年8月1日から令和11年3月31日まで（5年間8ヶ月）。この期間は、市議会の議決を経て決定する。			
⑤ 自主事業 P.3-	施設の活性化や利用促進、サービス向上、環濠北部エリアの賑わいづくりのため企画提案し、自己の責任と費用で実施する。			
⑥ 管理経費等 P.4-	<ul style="list-style-type: none"> 会計年度（4月1日～3月31日）・管理運営業務に要する経費 指定管理料に含まれる経費（人件費・管理費・事業費）・指定管理料の支払時期 指定管理者の収入（指定管理料・歴史館の観覧料・山口家住宅の利用料金及び附属備品使用料・） 自主事業の実施に係る経費・経理事務 			
⑦ 利用料金等 P.6-	<ul style="list-style-type: none"> 利用料金制の採用・減免基準及び減免による減収分の補填なし・自主事業の参加費等 			
⑧ 管理の基準 P.7-	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令等の遵守・開館時間、使用時間及び休館日についての指定管理者からの提案、市長の承認 使用許可・守秘義務・個人情報の保護・情報公開・文書管理・障害を理由とする差別の解消の推進 本市の施策との整合：障害者等就職困難者の雇用、市内経済の活性化、地域の活性化、地域コミュニティの醸成、地域の学校・園との連携、本市の歴史文化資源の保存及び観光振興を推進する団体との連携、環境問題への取組、暴力団排除、市政への協力 他施設（博物館、伝匠館、さかい利品の杜、市内外の類似施設等）との連携 			
⑨ 事業計画書 P.9-	<ul style="list-style-type: none"> 管理基本方針・配置、研修計画・個人情報の保護方針・利用促進計画・自主事業実施計画・「堺の歴史文化を活かした誘客促進事業」実施計画・モニタリング計画・管理施設等の維持管理方針・苦情要望への対応・緊急時対策・収支計画・目標設定と目標達成の方策等 			
⑩ リスク分担 P.10	「堺市立町家歴史館指定管理者募集要項（資料編）」別紙4「リスク分担表」のとおり。指定管理者の指定後に協議を実施			
⑪ 保険加入 P.10-	市と指定管理者を被保険者とする施設賠償責任保険への加入			
⑫ 第三者委託 P.11	管理業務の第三者委託の不可。ただし、別紙5記載の業務について、あらかじめ市の承認を得た場合は委託可。			
⑬ 本市の指示等 P.11	<ol style="list-style-type: none"> 管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査し、必要な指示ができる。 (1)の指示に従わないときは、指定を取り消し、業務の停止を命ずることができる。 			
⑭ モニタリング等 P.11-	<ul style="list-style-type: none"> 利用者アンケート等による意見聴取の結果を集計し市に報告。・報告に基づく、指定管理者への必要な指示・評価の実施 第三者によるモニタリングの実施（指定管理者の指定後、別途通知） 			
⑮ 管理業務の報告 P.12-	<ul style="list-style-type: none"> 会計年度終了後の事業報告書の提出・公開・月例報告書の提出・緊急事態等の報告 			
⑯ 継続困難になった場合の措置 P.13	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者の帰責事由により継続困難となった場合は、指定取り消し等の措置をとり、損害は本市に賠償する。 不可抗力等により継続困難となった場合は、協議し、協定の解除及び指定の取消しができる。 			
⑰ 引継ぎ等 P.13-	<ul style="list-style-type: none"> 指定後の市との引継ぎ・従業員の研修及び帳票類の印刷等の準備等 指定期間満了又は指定の取消しによる、次期指定管理者への引継ぎ・引継ぎ時の施設設備の原状回復 			
⑱ 管理業務に関する評価 P.14	モニタリング結果をもとに、年度終了後に指定管理者による一次評価、所管課による二次評価を実施。第三者の外部有識者の意見聴取、管理業務への反映。必要に応じた是正措置、指定管理料の減額などのペナルティ。評価結果は市ホームページに公表。			
IV 募集に関する事項				
① 公募選定のスケジュール P.14-	募集要項の公表（市HP）	令和5年1月23日（月）～3月24日（金）	書類審査	令和5年4月上旬（予定）
	施設の現地説明会	令和5年2月10日（金）	面接審査	令和5年4月中旬（予定）
	質問書の受付	令和5年2月17日（金）～2月24日（金）	選定結果の通知	平成5年4月中旬（予定）
	質問書の回答（市HP）	令和5年3月3日（金）予定	市議会による指定管理者の議決	令和5年6月（予定）
	応募書類の受付	令和5年3月10日（金）～24日（金）	※応募団体が3団体以下の場合は、書類審査及び面接審査を同一日程で行います。	
② 応募資格等 P.15-	<ul style="list-style-type: none"> 法人その他の団体又は複数の法人等が構成するグループ・欠格事項に該当しているものでないこと 			
②（3）障害者雇用等 P.15-	応募団体が募集要項記載の項目に該当する場合は、審査において、項目ごとに2点ずつ付与（上限6点）			
V 提出書類に関する事項 P.18-	「堺市立町家歴史館指定管理者募集要項（様式編）」参照			
VI 選定及び指定に関する事項				
① 選定審査方法 P.20-	資料2（選定審査方法）、資料3（選定基準）参照			
② 選定結果通知等 P.21	選定結果については、4月中旬を目途に文書で通知し、市HPで公表。			
③ 指定管理者指定等 P.21	候補者の決定後、市議会（5月予定）で指定議案の議決を経て指定。			
④ 協定に関する事項 P.21	指定後、指定期間内における基本的事項について定める「基本協定」、年度ごとに変更が予定される事項について定める「年度協定」を締結			
VII その他 ①注意事項 ②添付資料 P.22-				